

令和6年度 豊田市立松平中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(基本理念)

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組んでいく。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。
(学校及び職員の責務)

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そのため、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ対策委員会

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」「松中生を語る会」を設置する。

(1)「いじめ対策委員会」

<構成員>

校長、教頭、教育相談コーディネーター、教務、校務、教育相談主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援主任、養護教諭、(必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者)

<開催>

定期開催は年間5回、(研修も含めて)ただし、毎週開かれる学年主任者会、生徒指導部会で、いじめ早期発見にむけての情報交換を行い、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<役割・活動>

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ いじめの防止等に係る校内研修の企画・実施
- オ 年間計画(別紙)の作成・実施・検証・修正
- カ 年間計画進捗状況の確認
- キ 各取組みの有効性のチェック
- ク 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ケ いじめ防止基本方針の見直し

(2)「松中生を語る会」

<構成員>

全職員

<開催>

毎月職員会後、「松中生を語る会」を開催し、日常の生徒の実態と指導方針を共通理解するとともに、いじめ問題に対して組織的に対応する。

<役割・活動>

- ア いじめの未然防止
- イ 生徒の情報発信と意識啓発

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア ボランティアグループ「つくし隊」を組織し、地域のお祭りや運動会のお手伝い、清掃活動など幅広い活動を通して、豊かな心とたくましい実践力を育む。
- イ 学校行事（体育祭、文化祭、卒業生を祝う会など）では、役割毎の小グループを編成し、全教師で分担して指導にあたり、学校・学級のリーダーを育て、生徒の自治力を高める。
- ウ 一人一役をもたせた学級組織、リーダー会の活性化、責任をもった係活動など、生徒同士で協力して学級運営をさせることを通して、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- エ 部活動を充実し、健康の増進と体力・気力の向上をめざして心身を鍛え、社会性を身に付けさせる。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 人間的なふれあいや共感的理解の姿勢を大切にし、生徒の内面理解に努めるとともに、教育相談活動を通して信頼関係を深める。
- イ 学校生活アンケート（いじめ）や教育相談を定期的実施（年4回、テスト週間に実施）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ タブレットを使用し、悩みや相談事をいつでもできるようにし、定期教育相談の期間だけでなく、どの生徒も気軽に相談ができるようにするとともに、情報収集に努める。
- エ 相談室「校内はあとラウンジ」に心の相談員やスクールカウンセラーを配置し、生徒・保護者に対して相談の窓口を広げ、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ 教職員間で情報共有する「松中生を語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、早期相談票を校内で活用し、情報共有すべき内容を（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）明確にし、ただちに学級担任・生徒指導担当・学年主任・生徒指導主事に連絡するとともに、管理職に報告し、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 正確な実態把握をするため、当事者双方、周りの生徒から、個々に聴き取りを行い、多角的な視点から、いじめの全体像を把握する。
- ウ 被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、被害生徒に寄り添える体制をつくる。
- エ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で対応し、相手の苦しみや痛みに関心を持てるよう指導を行うとともに、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。また、保護者とよく相談した上で、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等と連携して、対応にあたる。
- オ 個別に当事者双方の保護者と直接会い、起きた事実について確認するとともに、具体的な対策や今後の連携方法について話し合う。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーにも積極的に協力を依頼し、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、青少年相談センター（教育委員会）に速やかに報告し、早期解決を図る。
- イ 学校が事実に関する調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組になるように、保護者への学校評価アンケートに、次の3点を項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア 基本方針に基づく取組の実施状況に関すること
- イ いじめの早期発見の取組に関すること
- ウ いじめの再発防止のための取組に関すること

6 その他

(1) O J T 研修会 (いじめ防止に関する研修会) を計画し (4 月・6 月・8 月・12 月に予定)、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載し、保護者、地域にも周知する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

〈年間計画〉

	いじめ対策委員会 子どもを語る会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域連携
4 月	O J T 研修会Ⅰ いじめ・生徒指導上の 主問題に関する研修 いじめ対策委員会Ⅰ (対応策検討) 松中生を語る会Ⅰ	相談室・相談員への 生徒・保護者周知 いじめ防止プログラム (ソーシャルスキルトレーニング)	学校生活アンケート (いじめ) 保護者への周知	情報モラル
5 月	松中生を語る会Ⅱ いじめ対策委員会Ⅱ		学校生活アンケート (いじめ)	授業参観 民生委委員による あいさつ運動
6 月	O J T 研修会Ⅱ 松中生を語る会Ⅲ いじめ対策委員会Ⅲ (対応策検討)	修学旅行 (3 年) 職場体験 (2 年)	学校生活アンケート (いじめ) 教育相談週間 教職員アンケート	
7 月	松中生を語る会Ⅳ いじめ対策委員会Ⅳ	いじめ防止プログラム (ピアサポートトレーニング) (対応策を提示・説明)		保護者会 (対応策説明)
8 月	O J T 研修会Ⅲ いじめ・生徒指導上の 諸問題に関する研修 松中生を語る会Ⅴ			
9 月	いじめ対策委員Ⅴ (対応策検討) 松中生を語る会Ⅵ	全校集会 (講話)	学校生活アンケート (いじめ) 教育相談週間	民生委委員による あいさつ運動
10 月	いじめ対策委員会Ⅵ 松中生を語る会Ⅶ	体育祭	学校生活アンケート (いじめ)	愛校活動
11 月	いじめ対策委員会Ⅶ (対応策検討) 松中生を語る会Ⅷ	文化発表会	学校生活アンケート (いじめ) 教育相談週間	
12 月	O J T 研修会Ⅳ いじめ・生徒指導上の 諸問題に関する研修 いじめ対策委員会Ⅷ 松中生を語る会Ⅸ	人権週間 (いじめ防止のキャッチ コピーを考える)	教職員アンケート	保護者会 保護者アンケート (学校評価)
1 月	いじめ対策委員会Ⅸ (対応策検討) 松中生を語る会Ⅹ	自然教室 (2 年)	学校生活アンケート (いじめ) 教育相談週間 (3 年)	民生委委員による あいさつ運動
2 月	いじめ対策委員会Ⅺ (対応策検討) 松中生を語る会Ⅹ		学校生活アンケート (いじめ) 教育相談週間 (1・2 年)	
3 月	いじめ対策委員会Ⅻ (対応策検討) 松中生を語る会Ⅺ			
通 年	いじめに関する情報 収集 (生徒指導部会) 学年主任者会	つくし隊活動 リーダー会	生活ノート 相談員による活動 S S W・カウンセラ ー訪問	あいさつ運動 ボランティア活動 学年通信